

第 2 4 3 6 - 1 号
令和 6 年 6 月 7 日
町 課 係
見 画 係
只 企 画
行 務 務
集 総 務 総
編 集 総 務 総
https://www.town.tadami.lg.jp/
E-mail koho@town.tadami.lg.jp



除雪機整備費補助金案内

高齢者世帯等に対する除雪支援体制の強化を図ることを目的として、除雪機の新規購入及び更新・修繕をされる方に対して、次のとおり補助金を交付します。

■補助対象者

【新規購入の場合】
申請時除雪業者等の年齢が満70歳以下であり、補助を受けた年から7年間は除雪支援保険事業の指定事業者に登録し、初年度5件以上の利用者を確保できる方。

【更新及び修繕の場合】

申請時除雪業者等の年齢が満75歳以下であり、補助を受けた年から更新の場合は7年間、修繕の場合は3年間除雪支援保険事業の指定事業者に登録できる方。なお、修繕については、76歳以上の者も1回に限り補助対象者とす

■補助対象経費

・新車の歩行型ロータリ除雪機（除雪幅が1000ミリ以上）購入に要する経費
・只見町自走式除雪機整備費補助金により購入された除雪機（7年以上経過したもの）を更新する経費
・只見町除雪支援保険事業者とし

て5年以上登録されている方が所有する除雪機で、10万円以上の修繕に要する経費

■補助金の額

【新規購入の場合】

除雪機の購入費用に対し2分の1以内（補助限度額は200万円）を補助額とします。
※値引き価格及び下取りする除雪機がある場合には、値引き・下取り価格を控除した額を費用とします。

【更新の場合】

除雪機の購入費用に対し2分の1以内（補助限度額は120万円）で請負実績件数×1万円を算出される額を補助額とします。
※更新の場合は、中古除雪機も補助金の対象となります。

【修繕の場合】

請負実績件数×1万円を算出される額または、修繕費用のいずれか低い額を補助額とします。

■申込期限

6月28日（金）

■その他

・地域経済の活性化のため、できるだけ町内の除雪機販売業者をご利用ください。

粗大ごみの出し方

粗大ごみとして収集できない品目が出されているケースが見受けられます。

回収できない品目、指定袋に入れて可燃ごみ、不燃ごみとして出せる品目について、実際に出されていた事例を例示いたしますので、粗大ごみを出される前にもう一度ご確認をお願いいたします。

円滑な粗大ごみ収集に、ご協力をお願いいたします。

■ごみ別種類の説明

・粗大ごみで回収できないもの
・農業用品、建築廃材、車の部品、冷媒入りの除湿器、ビールケースなど

・指定袋に入れて可燃ごみとして出せるもの
・スキー靴、寝袋、プラスチック用品など
・指定袋に入れて不燃ごみとして出せるもの
・炊飯器、電気ポット、ラジオ、トースター、金タライ、陶器（食器や植木鉢）など

■問合せ先

東部環境センター
(Tel 0241-67-3820)
町民生活課生活安全係
(Tel 82-5100)
〈町 民 生 活 課〉

・申込件数が予定件数を上回る場合には、令和6年度の除雪支援保険事業者で新規に購入される方を優先とします。

■申込及び問合せ先

保健福祉課福祉係
(Tel 84-7010)
〈保 健 福 祉 課〉

クマに関する注意喚起

只見町内でクマの出没が多数確認されています。

山に入られる際は十分に気を付け、鈴やラジオなどを身に付けるとともに、できるだけ複数人数で行動しましょう。

朝方及び夕方に田畑で作業をされる方も、鈴やラジオを身に付けるなどの対策をしましょう。

■問合せ先

農林建設課新エネルギー推進室
(Tel 82-5230)
〈農 林 建 設 課〉

ふるさとワーキングホリデー ― 受入事業者募集 ―

ふるさとワーキングホリデーの受入れ事業者を募集します。

この事業は、関係人口や移住者の増加を図るため、総務省の事業を活用し、県外の方を対象に、短期4日以上30日未満の間、町内の受入

消防団ポンプ性能検査実施

次のとおりポンプ性能検査を実施します。当日、消防ポンプの機械性能や放水点検を行いますので、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

と き 6月9日（日）

午前8時30分
～ 11時30分（予定）

■ところ

・只見地区／町下駐車場
・朝日地区／長浜唱平
・明和地区／榎会津工場裏

■問合せ先

町民生活課生活安全係
(Tel 82-5100)
〈町 民 生 活 課〉

経営所得安定対策等交付金申請

水田に販売目的で転作作物等を一定以上作付けした場合、国から交付金が交付されます。

営農計画書を提出いただいた方の中で、交付金に該当する可能性がある方に対して、只見町農業再生協議会より申請書を送付してありますので、内容を確認いただき申請を行なってください。

また、作物内容の変更や申請書が届かないことがありますらご連

れ事業所（勤務先）で働きながら滞在する際の滞在費の一部を町が支援する取り組みです。

受け入れを希望する事業者や、興味のある事業者は、お申し込み、お問い合わせください。

■概要

補助対象は、福島県外から町内で勤務（アルバイト等）する方となります。滞在費の一部（宿泊費、レンタカー代）を町で負担します

■申込及び問合せ先
交流推進課移住交流係
(Tel 82-5220)
〈交 流 推 進 課〉



絡願います。

また、飼料用米に取り組む方は、必ず申請をお願いします。なお、新たに販売目的で水田に転作作物等を作付けした、または作付けを検討される方は、事前に只見町農業再生協議会にご相談ください。

■申請締切 6月21日（金）

■問合せ先

只見町農業再生協議会
(Tel 82-5230)
〈農 林 建 設 課〉
（只見町農業再生協議会）

農業法人・集落営農研修会開催

農業法人や集落営農団体の立ち上げ、運営改善に関する研修会を開催します。

参加されるにあたり、よりよい研修とするため、現在課題となっている事項がありましたら事前にご相談ください。

■日時

6月21日（金） 午後1時30分

■場所

只見町役場町下庁舎2階

■講師

福島県農業会議

■問合せ先

只見町農業再生協議会
(Tel 82-5230)
〈農 林 建 設 課〉

- 今週の行事 -

6月10日(月)、12日(水)、14日(金) すくすくひろば(保健福祉センター 保健室)
午前9時30分~午後3時30分

- 今週の放送 -

6月9日(日) NHK さわやか自然百景「福島 只見 ブナの森」 午前7時45分~
新緑の只見町のブナの森やいきものたちの様子が放送されます。是非、ご
覧ください。
※内容、放送時間は変更になる場合があります。

みんなの伝言板

◆セーフティチャレンジの実施について

令和6年度ドライバー総参加のセーフティチャレンジを開催します。

3名1組でチームを作り、各地区交通安全協会(南会津警察署内)に参加費を添えて申込みを
行い、7月1日から12月31日まで無事故無違反を達成し、結果報告を行うと抽選の上、商品
券などが当たります。(記念品有り)

詳しくは福島県ホームページをご覧ください

■URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005d/safety-challenge.html>

■問合せ先: (一社) 福島県交通安全協会 0241-591-5038



福島県HP QRコード

〈福島県交通対策協議会〉
〈(一社) 福島県交通安全協会〉

空き家等の適正管理をお願いします!

空き家等の所有者(相続人など建物を管理すべき人を含む)は、
定期的に建物の状況を確認しましょう。周囲に悪影響を及ぼす
など危険な状態にある場合は早急に修繕や改修・撤去など適切
な処置をしてください。雪で破損したり、強風で飛散するなど
他人に被害を与えた場合は損害責任を問われることもあります。



近隣住民に迷惑をかけることがないよう所有者としての適正な管理を!!
空き家等の維持管理は所有者の責務です。

公売のお知らせ

次により、公売を行いますので、希望者はお申込みください。

■公売するもの

番号	公売品名	規格・メーカー等	状態	走行距離
1	季の郷湯らり ロータリー除雪車 福島99 さ・241	NR654 ニイガタ	昭和63年10月登録 車検切れ(車検証無し) 錆・損傷多数有り ドライブシャフトの故障によ り、シュート上下動不可。油 圧シリンダーブラケット破損 等。 チェーン付	4705.6時間 12969.2km
2	只見スキー場 圧雪車	DEER FORTE300 (株)大原鉄工所	平成17年製 車体メインフレームに亀裂有 り車体各所にひび割れ損傷多 数有り	3452.8時間

■公売日時 6月25日(火) 午後1時30分~順次

■公売方法 競争入札(物品番号順に入札を行う)

■参加資格 原則として、どなたでも公売に参加することができます。

ただし、次の各号に該当する者は、公売に参加できません。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、同条第2項の規定に該当すると認められる者にあつては、その事実があつた後3年を経過していない者。

(2) 地方税、国税を滞納している者

(3) 只見町暴力団排除条例(平成24年条例第6号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団密接関係者

(4) 法人にあつては役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者、法人以外の団体にあつてはその代表者及び経営に実質的に関与している者のいずれかが暴力団員等又は暴力団密接関係者である法人又は団体

■入札会場 只見町役場 町下庁舎2階中会議室1

■申込先 只見町役場 交流推進課 FAX: 0241-82-2117

申込書は持参又はFAXにて提出してください。様式は役場で受取るか、町HPからもダウンロード可能です。また、町HPには写真付きで掲載しておりますので、ご覧ください。

■申込期限 6月21日(金)午後5時まで

■公売条件 ・移転登録等(名義変更、車庫証明、登録番号変更等)は落札者自ら行うこととし、権利移転に伴う費用は落札者の負担となります。

・物品に名入れがある場合、落札者は速やかに名入れの消去をお願いします。

・現状での引き渡しとなります。故障や部品欠如などあつた場合も修繕等は致しませんので、各公売品の状態を確認後に入札会への参加をご検討ください。

・落札された公売品は、8月末日までに引取りをお願いいたします。なお、やむを得ない場合は、落札後協議とします。

■その他

・申込期限までに申し込みのない方は、入札会に参加できません。

・入札会において最高入札金額かつ予定価格以上の金額の入札書を提出された方が落札者となります。

入札金額には消費税相当額を含めた金額を記載してください。

なお、一度で落札者が決定しない場合は、その場で再入札を行います。

・公売品(現品)を確認したい場合は、交流推進課(Tel 82-5240)にお問い合わせください。

(交流推進課)

**(株)モンベル包括連携協定事業
カヤック公認指導員講習会 受講者募集**

町では、(株)モンベルとの包括連携協定事業の一環として、豊かな自然の中でアウトドア活動を行えるガイドの育成を目指しています。日本レクリエーションカヌー協会公認の指導員資格の取得に係る講習会・検定会を実施します。講習会では、実習・座学を行い、ガイドに必要な技能や知識を学びます。

興味のある方は、ぜひお申込み下さい。

- 取得資格：日本レクリエーションカヌー協会の公認指導員（ジュニア資格検定）
- 日 程：7月 9日（火）午前9時～午後6時
7月10日（水）午前9時～午後4時30分（予定）
- 募集人数：10名程度 ※募集人数を上回る申込みの場合には先着順とします。
- 料 金：資格検定の受講料は無料。教材テキスト、個人装備の準備物は参加者負担。
- 受講要件：①申込期日時点でふるさと只見案内人協会の会員である方。もしくは、資格取得後にふるさと只見案内人協会会員としてガイド活動する意思のある方
②只見町在住の方
③今年度9月以降に実施するモニターツアーのガイド補助として参加できる方
- 申込期日：6月17日（月）午後5時まで
- 準 備 物：カヤック、パドル、ライフジャケット、スロウロープは必要に応じ、事務局で準備します。下記、個人装備は参加者自身でご準備ください。

テキスト

① カヌースポーツ基礎 JRCA 編/海文堂 刊	② カヌー・カヤック入門 辰野勇 著/山と溪谷社 刊
--------------------------	----------------------------

個人装備

① 濡れても大丈夫な服装、靴 1式	② カウテール or トウロープ
③ レスキューナイフ	④ ホイッスル
⑤ カラビナ	⑥ 防水腕時計

日本レクリエーションカヌー協会公認指導員（カヌージュニア資格）とは：

日本レクリエーションカヌー協会が認定する公認の指導員資格であり、公認スクール・公認事業団体に所属することで指導を行うことができます。年齢およびフィールドによる段階別の資格に分かれており、ジュニア資格は基礎技術全般を習得した者。運行規程に定められた流れの穏やかな河川や岸から200m以内の内水面での指導を行うことができます。



資格の詳細については
こちらをご確認ください

- 申込み及び問合せ先 交流推進課観光係 (Tel 82-5240)
- ・講習会の詳細は、参加申込者へご連絡させていただきます。

〈交 流 推 進 課〉

空き家対策関連の補助金

只見町では、町内にある空き家の有効活用を図り、町内への移住・定住を促進するため、住宅・空き家に関連する費用の一部を助成しています。

■補助金の概要について

事業名	補助概要
【取得】 住宅取得支援 事業補助金	新たに住宅を取得し、定住しようとする者を対象に住宅取得費用を助成します。（空き家取得後は6ヶ月以内に申請の方が対象） ※既存住宅の建て替えにかかる費用は対象となりません。 ※県外移住者は条件を満たすことで福島県補助金が上乘せされます。 【補助率、限度額】 対象経費の1/2 新築住宅 上限50万円 中古住宅 上限30万円（加算要件あり）
【改修】 空き家改修事業 補助金	空き家を取得又は賃借し、定住しようとする者を対象に空き家改修費用を助成します。 ※空き家を新たに取得してから1年未満の方が対象となります。 ※町内の施工業者を活用した場合のみ補助金の対象となります。 【補助率、限度額】 対象経費の1/2 上限150万円（加算要件あり） ※補助金の交付は1世帯につき1回、1物件につき累計補助額が150万円を上限とします。
【整理】 家財処分費等 補助金	次のいずれかに該当する者の家財処分費等を助成します。 ・空き家を取得又は賃借し、居住しようとする者 ・所有する空き家を解体しようとする者 ・所有する空き家を町の空き家バンクに登録しようとする者 ※南会津郡内の処分等に係る委託業者を活用した場合のみ対象となります。 【補助率、限度額】 対象経費の1/2 上限20万円
【解体】 空き家等解体 工事補助金	空き家解体費用を助成します。 ※南会津郡内の解体業者を活用した場合のみ対象となります 【補助率、限度額】 対象経費の2/3 上限30万円（加算要件あり）

※申請を検討される際は、必ず事前相談をお願いします。



〈問合せ先〉 交流推進課移住交流係
TEL 82-5220 FAX 0241-82-2117
E-mail ijyuu@town.tadami.lg.jp

〈交 流 推 進 課〉

個人住民税の定額減税について

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

対象となる方

- 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

減税額

- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円
 - ※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
 - ※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
 - ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

徴収方法（令和6年度分）

（定額減税の対象となる方）

① 給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

- 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



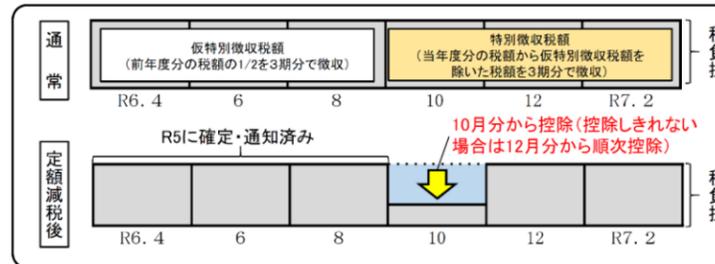
② 普通徴収（事業所得者等の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



その他

- 減税額については、納税通知書の裏面又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。
(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)
- 所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)

問合せ先：町民生活課町民税務係 Tel: 82-5110 Email: zeimu@town.tadami.lg.jp

定額減税や給付金をかたった不審な電話、ショートメッセージやメールにご注意ください

定額減税については、国税庁（国税局、税務署を含みます）や都道府県・市区町村から、「定額減税の関係で還付を受けられるので」と切り出し、個人情報（銀行の口座番号や暗証番号など）をメールや電話でお聞きすることや、ATMを操作していただくような連絡することはありません。

- ・ 国税庁・税務署等をかたった定額減税に関する不審な電話やメールにより、銀行の口座情報を聞き出そうとする事例や、還付手続のためとウソを言ってATMを操作させるなどして振込みを行わせる事案の発生が確認されています。
- ・ 今回の給付金や定額減税について、内閣官房や内閣府、総務省、国税庁、国税局及び税務署、都道府県及び市区町村では、**電話、ショートメッセージやメールなどで銀行の口座情報を聞き出そうとしたり、ATMの操作をお願いすることは一切行っていません。**
- ・ 銀行の口座情報などの入力が必要とされた際などは、情報を詐取されるなどのおそれがございますので、その発信元が信頼できるものであるか、十分にご注意ください。
- ・ **お心当たりのない電話があった場合、絶対に銀行口座情報等を伝えたりしないでください。**
- ・ **お心当たりのないショートメッセージやメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします**（e-Tax（国税電子申告・納税システム）から送信するメールには、原則としてURLを記載しておりません）。

- ・ 不審な電話やSMS、被害の相談については、**警察相談専用電話（「#9110」番）にお電話いただくか、お近くの警察本部又は警察署にお問い合わせください。**

- ・ 各種給付や定額減税に関するご質問については、それぞれお住まいの市区町村や所管する税務署にお問い合わせください。

各種給付に関するHP・お問い合わせはこちら



定額減税に関するHP・お問い合わせはこちら



内閣官房
Cabinet Secretariat

内閣府
Cabinet Office

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

財務省
Ministry of Finance, JAPAN

国税庁・国税局・税務署

警察庁
National Police Agency

令和6年度「青少年健全育成モデル事業」募集!!

青少年が自分たちの地域の魅力を再発見し、地域社会との関わりを深め、青少年の自立を育むことを目標に、PTA、子ども会・集落などの地域団体・グループなどが取り組む青少年を交えた社会的活動、文化・体育活動及び広報活動の企画を募集し、優良企画に対して運営支援（広報紙などによる広報・各種相談）及び経費の一部負担を行ないます。なお、企画テーマを設けて募集しています。青少年が以下のテーマに沿って、企画から準備、運営までの活動に参加した場合に対象となります。積極的なご応募をお待ちしております。

企画テーマ

- ① 環境に配慮したまちづくり
(例) 地域の花植えなどの美化活動
- ② 地域活動、地区行事への参加
(例) 祭礼やおんべ、地区スポーツ大会など
- ③ 伝統芸能への参加や文化・技術継承
(例) 早乙女踊りやつる細工教室など
- ④ その他
自由な発想によるアイデアで、社会的な問題に取り組み地域に貢献できるようなもの



以上の企画テーマに沿った事業を募集します。

- 申込要件**
- ① 只見町内の団体が主催又は共催していること。
 - ② 只見町内の小学生以上高校生以下の青少年が5名以上参加すること。
 - ③ 企画テーマに沿った事業内容であること。
 - ④ 下記の対象期間内に実施する事業であること。
 - ⑤ 学校授業以外の活動であること。

- 1 企画実施に要する経費の全部または一部を補助します。(5万円を限度額とする)
※経費負担の対象(次の経費は対象から除きます。)
①食糧費
②備品購入費
③事業の趣旨に該当しない経費
- 2 広報紙などによる広報を行ないます。

- 提出方法** 所定の提案書及び費用概算書(教育委員会にあります)、ほか指示のあった必要書類を事務局(教育委員会)へ提出してください。
※提出書類は返却しません。なお、企画案については公表することがあります。
- 対象期間** 6月7日(金)～令和7年2月27日(木)
- 申請締切** 7月12日(金)
- 補助金額** 1団体につき5万円を限度額とします。ただし、申請団体の採用数によっては申請額満額支給されない場合がありますのでご了承ください。
(申請があったすべての企画が審査対象となりますので先着順ではありません。)
- 選考方法** 書類審査(青少年健全育成の視点から総合的に判断します)
- 選考結果** 審査終了後、速やかに申請団体の申込代表者宛に審査結果を通知します。
- 事業完了後** 30日以内に実績報告書を提出していただきます。

■資料請求、問合せ先 只見町青少年健全育成町民会議事務局
〒968-0421 只見町大字只見字町下2591-30 只見町教育委員会内
TEL 0241-82-5320 / FAX 0241-82-2337 / E-mail : bunka@town.tadami.lg.jp

観光・宿泊・飲食業等の皆様へ

八十里越街道プロモーション事務局(三条市・只見町・南会津町)事業

令和6年度八十里越街道 観光商品開発支援

1事業あたり上限10万円

※3事業程度を採択する予定です。
補助額は提案内容をもとに決定いたします。

補助金公募の
ご案内

八十里越街道の新たな観光商品開発を支援します!

新潟県と福島県を結ぶ国道289号(八十里越道路)の開通を見据えた広域観光の補助事業です。本エリアの価値を伝える「観光商品」を開発される事業者の皆様、ぜひご応募ください。

公募期間

令和6年6月3日(月)～6月30日(日)

質問期間:6月3日(月)～6月14日(金)17:00まで
事業期間:8月～令和7年2月

対象者

三条市・只見町・南会津町に所在する 観光客向けの商品を販売される事業者の皆様

宿泊業、飲食業、お土産販売、ツアー催行などの業者様を想定しています。
八十里越街道の価値を伝える新たな商品販売の事業が補助対象となります。

補助対象

商品開発に伴う人件費、広告宣伝費、その他経費

すべての経費に補助が認められるわけではありません。
詳細については公募要領をご確認ください。



公募要領・申請書類等はこちらから

八十里越街道プロモーションサイト <https://www.hachijurigo.jp/>



事務局:八十里越街道プロモーション事務局
(三条市・只見町・南会津町)
hachijurigo@gmail.com

- ◆お問い合わせは電子メールによりお願いします。
件名の冒頭に「【問合せ】」と必ず付記した上でお送りください。
- ◆3市町への訪問や電話による質問等はお断りさせていただきます。

めいわっこ サロン



- と き 開放日の 8:30~12:00
- と ころ 明和公民館・和室(只見町大字小林字上照岡 1300 番地)
- 対 象 町内や近隣町村の乳幼児と保護者
- 問合せ先 明和公民館(0241)86-2111

子どもと保護者が気軽に利用できる施設として、明和公民館の1F和室を開放します。

ロビーにもいろいろな絵本や本がありますので、親子で本を読んだり、ボール遊びをしたり、お茶を飲んで談笑したり、自由にご利用ください。

- ※体調がすぐれない場合は、ご利用をお控えください。
- ※職員は、事務室におりますので、何かありましたらお声がけください。

❖開放日❖

〈6月〉	〈7月〉
11日(火)	4日(木)
18日(火)、20日(木)	9日(火)、11日(木)
25日(火)、27日(木)	16日(火)、18日(木)
	23日(火)、25日(木)
	30日(火)

〈中央公民館事業〉

「正しく」リサイクル



※上記に加え、冷凍庫と衣類乾燥機も家電リサイクル法の対象品目です。

正しいリサイクル方法についてはこちら

「3分アニメでわかる家電リサイクル法」はこちらから→

経済産業省

これで解決!家電リサイクル

正しい処分方法は こちらから→

一般財団法人家電製品協会

廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください!

こんな例は要注意!



① 無許可の回収業者にはこのような例があります。

「産業廃棄物収集運搬業許可」又は「古物商許可」は、家庭から排出される廃棄物の収集運搬には関係ありません。

高額請求に
注意!



廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用すると、「無料」と言っておきながら、荷物を積み込んだ後に高額な料金を請求されるトラブルが発生することがあります。

只見町無料職業紹介所求人情報

■詳しい内容を知りたい方、面接を希望される方は只見町無料職業紹介所(電話82-5240)へお問い合わせください。

求人者名	職種	賃金	所在地・就業場所	就業時間	加入保険等	
福島県立 只見高等学校	【パート】 学校司書(特定会計年度任用職員) 雇用期間の定めあり 令和6年4月1日～令和7年3月31日まで	日額 9,000円～	只見字根岸2358 電話:82-2148	交替制なし 8:45～16:45	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種(AT限定可) 司書資格 職業紹介所からの紹介状
(株) ニッコトラスト	【正社員以外】 調理員 雇用期間の定めあり 4か月以上 4月10月に契約更新	時給 1,000円	郡山市桑野3-19-6 電話:024-983-1036 就業場所 只見町学校給食センター	交替制なし 8:00～13:30 8:00～15:30	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種(AT限定可)
	【正社員以外】 調理員(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月以上 4月10日に契約更新	時給 1,300円～ 月額 230,000円～	郡山市桑野3-19-6 電話:024-983-1036 就業場所 J-POWERハイテック只見寮	交替制あり 6:00～14:30 11:30～20:00 6:00～8:30 14:00～17:00 ※土、日、祝日休業	雇用 労災 健康 厚生	特になし
	【正社員以外】 調理員(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月以上 4月10日に契約更新	時給 1,500円～ 月額 260,000円～	郡山市桑野3-19-6 電話:024-983-1036 就業場所 電源開発白雪寮	交替制あり 6:00～14:30 11:30～20:00	雇用 労災 健康 厚生	
	【正社員以外】 軽食提供業務 雇用期間の定めあり 4か月以上 4月10日に契約更新	時給 1,600円～	郡山市桑野3-19-6 電話:024-983-1036 就業場所 電源開発白雪寮軽食提供業務	交替制なし 15:00～20:00 ※土、日、祝日休業	雇用 労災 健康	
	【正社員以外】 調理員 雇用期間の定めあり 4か月以上 4月10日に契約更新	時給 1,000円	郡山市桑野3-19-6 電話:024-983-1036 就業場所 只見町保育所	交替制なし 8:00～17:00 契約社員 8:00～17:00 パート(代替)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種(AT限定可) 調理師、栄養士の資格
グループホーム 和の里	【正社員】 介護業務全般	月額 156,100円～ 192,900円	小林字七十町622-1 電話:86-2008	交替制あり 7:00～16:00 9:00～18:00 11:00～20:00 16:00～翌10:00(夜勤)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種(AT限定可)
(株) コスモメディカル サポート 桜の丘みらい	【正社員】 介護業務全般 送迎業務あり	月額 156,100円～ 192,900円	只見字原707-1 電話:82-5006	交替制あり 7:00～16:00 9:00～18:00 11:00～20:00 16:00～翌10:00(夜勤)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種(AT限定可)
	【正社員以外】 介護員及び調理	時給 900円		交替制あり 8:00～18:00 の内5時間程度 ※勤務時間応相談	雇用 労災	特になし
特別養護 老人ホーム 只見ホーム	【正社員以外】 準介護員(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月以上	日額 7,404円～ 9,094円	長浜字久保田1 電話:84-7550	交替制あり 7:00～16:00 7:30～16:30 9:00～18:00 9:30～18:30 10:00～19:00 10:30～19:30 17:00～翌10:00(夜勤) ※夜勤については要相談	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種(AT限定可)
	【正社員以外】 準調理職員(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月以上	日額 7,323円～ 8,922円		交替制あり 6:00～15:00 10:00～19:30 6:00～10:00 15:30～19:30		
(株) 南会西部建設 コーポレーション 南会津事業所	【正社員】 運転手 作業員 工事管理	日額 9,000円～	大倉字上田162-1 電話:86-2131	交替制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生 建退共	普通自動車運転免許一種(AT限定可)
吉野建設(株)	【正社員】 現場作業員、運転手	日額 9,200円～	梁取字御東1882 電話:86-2116	交替制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種(AT限定可)
(株)川合車輛	【正社員】 建設機械オペレーター	日額 9,000円～	只見字新町2192-1 電話:82-2508	交替制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種(AT限定不可)
	【正社員】 工務事務(技術系)	月額 200,000円～				
(株)アクシブ	【正社員】 交通誘導員	日額 8,000円～ 9,000円	会津若松市栄町1-44 3F-A 就業場所:只見町及び近隣町 村の工事現場等 電話:080-6006-0111	交替制なし 8:00～17:00 ※基本、現場直行直帰	雇用 労災 健康	普通自動車運転免許一種(AT限定可)
	【正社員以外】 交通誘導員					

永洸建設(株)	【正社員】 工務事務(技術系)	月額 198,000円～	楢戸字二本柳1437-1 電話:82-2155	交替制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定不可) 普通免許以外の資格は会社で 負担	
	【正社員】 建設機械オペ	日額 9,000円～				普通自動車運転免許一種 (AT限定可)	
	【正社員】 経理事務	月額 150,000円～ 200,000円					
㈱季の郷湯ら里	【パート】 清掃業務	時給 900円～	長浜字上平50 電話:84-2888	交替制なし 9:00～12:00 ※状況により勤務時間が変更になる場合 があります。	労災	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)	
	【パート】 客室清掃業務	時給 900円～					交替制なし 8:30～15:00 ※状況により勤務時間が変更になる場合 があります。
	【パート】 客室布団敷き	日給 1,800円～		交代制なし 18:00～1時間30分程度 ※状況により勤務時間が変更になる場合 があります。 ※時期(繁忙)により依頼日数が変動しま す。	労災		なし
	【正社員】 フロントスタッフ	月額 160,000円～		交替制あり 8:00～17:00 12:00～21:00 8:00～21:00 (うち11:30～16:00中 抜け) 14:00～21:00 6:30～15:30 ※状況により勤務時間が変更になる場合 があります。	雇用 労災 健康 厚生		普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【パート】 洗い場	時給 1,000円～		交代制なし 11:00～15:00 18:00～22:00 ※宴会等の利用者の状況により勤務時 間に変更になる場合があります。	雇用 労災		普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【パート】 むら湯スタッフ	時給 900円～		交替制あり 8:30～15:00 15:00～21:30	雇用 労災		なし
只見町介護 老人保健施設 こぶし苑	【正社員以外】 準介護員(臨時) 雇用期間の定めなし	日額 8,118円～ 9,080円	長浜字唱平31 電話:84-2101	交替制あり 7:00～16:00 9:00～18:00 10:00～19:00 10:30～19:30 11:00～20:00 ※勤務時間要相談	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)	
	【正社員以外】 準調理員(臨時) 雇用期間の定めなし	日額 7,962円～ 8,762円					交替制あり 8:30～12:30 8:30～17:30 9:00～18:00 9:30～18:30 10:00～19:00 ※勤務時間要相談
	【パート】 清掃・洗濯 雇用期間の定めあり 令和6年3月1日～令和7年3月 31日まで	時給 939円～ 1,107円		交替制なし 7:30～11:30 14:00～18:00 ※時間・勤務日要相談	なし		
(株)会津工場	【正社員】 輸送用機械器具製造業	月額 164,000円～	二軒在家字上タモ721-1 就業場所:南会津町片貝二 本柳494 電話:86-2553	交替制あり 8:00～17:10 5:00～14:00 13:00～22:00 20:30～5:30	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)	
ヤマサ商店	【パート・アルバイト】 食品製造	時給 900円～	叶津字入叶津30 電話:82-3401	交替制なし 8:30～17:00 9:00～16:00 ※時間、曜日要相談	雇用 労災	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)	
	【正社員以外】 ホールスタッフ、調理補助 雇用期間の定めあり 5月～11月(短期可)	時給 1,000円	叶津字入叶津30 電話:82-3401 就業場所:そば処八十里庵	交替制なし 10:00～15:00(週3～) ※時間、曜日要相談			
(株)南栄通商 只見営業所	【正社員】 建設機械レンタル及び 建設資材販売 業務全般	月額 185,000円～ 200,000円	福井字後田16-1 電話:84-2106	交代制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定不可)	
浅草建材(株)	【正社員】 建設、土木、家屋解体、除雪 (現場作業員及び工事管理(技 術系))	日額 9,000円～	楢戸字館ノ川1584-1 電話:82-2081	交替制なし 8:00～17:00 8:00～16:30	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定不可) 普通免許以外の資格は会社で 負担	
	【正社員】 建設、土木、家屋解体、除雪 (運転手、作業員)	日額 8,000円～					
特別養護 老人ホーム あさくさホーム	【正社員以外】 準介護員(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月以上 令和6年6月1日～	日額 7,404円～ 9,094円	長浜字久保田11 電話:84-7110	交替制あり 8:00～17:00 7:00～16:00 12:00～21:00 21:30～翌8:30(夜勤) ※夜勤については要相談	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)	